

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十号

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年十二月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一中八の項を十の項とし、七の項を八の項とし、八の項の次に次のように加える。

九 教育委員 会	奈良県内の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
----------------	---

別表第一中六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 知事	奈良県内の私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。